包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の六の項を同表の五の項とし、同改正規定（同表の七の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「十八の項」を「十六の項」に改め、同改正規定中同表の七の項を同表の六の項とし、同改正規定（同表の八の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「十九の項及び三十六の項」を「十七の項及び三十四の項」に改め、同改正規定中同表の八の項を同表の七の項とし、同改正規定（同表の九の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十の項、三十の項及び三十七の項」を「十八の項、二十八の項及び三十五の項」に改め、同改正規定中同表の九の項を同表の八の項とし、同改正規定（同表の十の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十一の項」を「十九の項」に改め、同改正規定中同表の十の項を同表の九の項とし、同改正規定（同表の十一の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十二の項及び三十三の項」を「二十の項及び三十一の項」に改め、同改正規定中同表の十一の項を同表の十の項とし、同改正規定（同表の十二の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十三の項」を「二十一の項」に改め、同改正規定中同表の十二の項を同表の十一の項とし、同改正規定（同表の十三の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十四の項、三十二の項及び三十四の項」を「二十二の項、三十の項及び三十二の項」に改め、同改正規定中同表の十三の項を同表の十二の項とし、同改正規定（同表の十四の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十五の項」を「二十三の項」に改め、同改正規定中同表の十四の項を同表の十三の項とし、同改正規定（同表の十五の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「アメリカ合衆国」を「オーストラリア」に、「アメリカ発効日」を「オーストラリア発効日」に改め、同改正規定中同表の十五の項を同表の十四の項とし、同表の十六の項を削り、同改正規定（同表の十七の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の十七の項を同表の十五の項とし、同改正規定（同表の十八の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の十八の項を同表の十六の項とし、同改正規定（同表の十九の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の十九の項を同表の十七の項とし、同改正規定（同表の二十の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十の項を同表の十八の項とし、同改正規定（同表の二十一の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十一の項を同表の十九の項とし、同改正規定（同表の二十二の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十二の項を同表の二十の項とし、同改正規定（同表の二十三の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十三の項を同表の二十一の項とし、同改正規定（同表の二十四の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十四の項を同表の二十二の項とし、同改正規定（同表の二十五の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十五の項を同表の二十三の項とし、同改正規定（同表の二十六の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十六の項を同表の二十四の項とし、同改正規定（同表の二十七の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十七の項を同表の二十五の項とし、同改正規定（同表の二十八の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十八の項を同表の二十六の項とし、同改正規定（同表の二十九の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十九の項を同表の二十七の項とし、同改正規定（同表の三十の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十の項を同表の二十八の項とし、同改正規定（同表の三十一の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十一の項を同表の二十九の項とし、同改正規定（同表の三十二の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十二の項を同表の三十の項とし、同改正規定（同表の三十三の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十三の項を同表の三十一の項とし、同改正規定（同表の三十四の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十四の項を同表の三十二の項とし、同改正規定（同表の三十五の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十五の項を同表の三十三の項とし、同改正規定（同表の三十六の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十六の項を同表の三十四の項とし、同改正規定（同表の三十七の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十七の項を同表の三十五の項とし、同改正規定（同表の三十八の項の経済連携協定の欄に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定（同表の三十八の項の品名の欄に係る部分に限る。）中「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改め、同改正規定中同表の三十八の項を同表の三十六の項とする。

第六条のうち電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）別表第七一号の次に一号を加える改正規定中「環太平洋協定」を「経済連携協定」に改める。

第八条のうち、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第一条第三項の改正規定中「別表第一の九の項（三八）」を「別表第一の九の項（二九）」に改め、同条第十項の改正規定中「同項（一一）及び（三五）」を「同項（九）及び（二六）」に改め、同条に一項を加える改正規定中「同項（一二）」を「同項（九）」に改め、同令別表第一に次のように加える改正規定中「環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定（九の項（一）に係る部分に限る。）中「第一七条第一項」の下に「（指定乳製品等の輸入）」を加え、同改正規定（九の項（六）に係る部分に限る。）中「及び（一〇）」を削り、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「アメリカ合衆国」を「オーストラリア」に、「アメリカ産品」を「オーストラリア産品」に改め、同改正規定中九の項（七）及び（八）を削り、同改正規定（同項（九）に係る部分に限る。）中「乳幼児用調製粉乳用ホエイ」を「無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の一の㈠に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条（配合飼料の指定）に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんぱく質の含有率が五％未満のものをいう。）及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ」に、「同令」を「関税割当制度に関する政令」に、「（一〇）において同じ。）のうちアメリカ産品」を「）のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの（一一）において